

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月17日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	認 第14号	令和元年度大竹市一般会計決算	決算特別	
第 3	認 第15号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算		(認 定)
第 4	認 第16号	令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 5	認 第17号	令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 6	認 第18号	令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		(認 定)
第 7	認 第19号	令和元年度大竹市土地造成特別会計決算	(認 定)	
第 8	認 第20号	令和元年度大竹市介護保険特別会計決算	(認 定)	
第 9	認 第21号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	(認 定)	
第10	議案第90号	大竹市総合市民会館条例の一部改正について	総務文教	
第11	議案第91号	大竹市火災予防条例の一部改正について		(原案可決)
第12	議案第92号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について		(原案可決)
第13	議案第93号	指定金融機関の指定更新について		(原案可決)
第14	議案第95号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について		(原案可決)
第15	議案第96号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）		(原案可決)
第16	議案第94号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	(原案可決)	
第17	議案第85号	延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について	(原案可決)	
第18	議案第86号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	(原案可決)	
第19	議案第87号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について	(原案可決)	
第20	議案第88号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について	(原案可決)	
第21	議案第89号	大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について	生活環境	
第22	議案第97号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第23	議案第98号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第24	議案第99号	令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（		(原案可決)

	第2号)		
第25	議案第100号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第26	議案第101号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第27	議案第102号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第28	令和2年陳情第1号	大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情	生活環境 (採 択)
第29	令和2年請願第3号	議事録黒塗りに関する請願	議会運営 (採 択)
第30	議案第103号	令和2年度大竹市一般会計補正予算(第11号)	総務文教付託
第31		議員派遣について	

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第14号から日程第9 認第21号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第90号から日程第15 議案第96号(報告・表決)
- 日程第16 議案第94号(報告・表決)
- 日程第17 議案第85号から日程第27 議案第102号(報告・表決)
- 日程第28 令和2年陳情第1号(報告・質疑・表決)
- 日程第29 令和2年請願第3号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第30 議案第103号(説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第103号(報告・表決)
- 日程第31 議員派遣について(表決)

#### ○出席議員(16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

#### ○欠席議員(なし)

#### ○説明のため出席した者

市		長	入山欣郎
副	市	長	太田勲男
教	育	長	小西啓二

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
監査委員

中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番、西村一啓議員、  
10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9

- 認 第14号 令和元年度大竹市一般会計決算
- 認 第15号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第16号 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第17号 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第18号 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認 第19号 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第20号 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第21号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第2、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算についてから、日  
程第9、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題と  
いたします。

本8件に関し、報告を求めます。  
決算特別委員長、小田上尚典議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和2年9月23日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                   | 審査の結果 |
|-------|----------------------|-------|
| 認第14号 | 令和元年度大竹市一般会計決算       | 認 定   |
| 認第15号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |
| 認第16号 | 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定   |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 認第17号 | 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第18号 | 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第19号 | 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認第20号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認第21号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

令和2年10月14日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

決算特別委員長 小田上尚典

〔決算特別委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○決算特別委員長（小田上尚典） おはようございます。決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月23日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月9日、12日、13日、14日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、小田上が委員長に、児玉委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位及び執行部職員の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結の後、採決を行っております。

それでは審査の内容について報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

それでは初めに、第1款議会費でございますが、「本会議はケーブルテレビにより中継されており、常任委員会はYouTubeにより中継されることとなったが、ケーブルテレビでは中継がされていない。多くの市民が行政及び議会の状況把握をし、関心を持てるような公開方法を考えるべきである。また、他市の委員会中継の状況を伺う。あわせて本

会議と同様にケーブルテレビで中継できるよう、本会議場で委員会を開催することについての考えを伺う」との質疑に対しまして、「パソコンやスマートフォン等を所持している市民の数を把握することができないので、本市の委員会中継をY o u T u b eにより視聴可能な市民の人数は不明であるが、視聴した人数を把握することはできる。他市の委員会中継の状況は、庄原市、竹原市ではケーブルテレビにより予算・決算に係る委員会中継がされており、広島市、呉市、東広島市、府中市では、各種委員会の詳細は省略するが、インターネットで委員会中継をしている。また、本会議場での委員会開催については、執行部側の説明員の待機人数を考えると難しいと考えている」との答弁がございました。

次に、「令和元年12月定例会の会議録が既に印刷製本されているにもかかわらず、いまだに配付されていないのはなぜか。また、会議録の原本と公開用の内容が異なる理由を伺う」との質疑に対しまして、「12月17日の定例会において議長に指名された会議録署名議員2人のうち、1人は署名しない旨を明言しており、もう1人は態度を保留のため配布されていないが、署名するか否か確定すれば配布・公開することとなる。また、会議録の原本と公開用の内容が異なるのは、大竹市議会会議規則第86条で会議録の配布を規定し、同規則第87条で議長が取り消しを命じた発言は配布用の会議録に掲載しない事項が規定されているためである」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「まちづくり基本構想に係る市民アンケートの回収率が24%と低い結果になっているが、今後まちづくりに限らずアンケート回収率の上がる方策を考えているのか。また、職員アンケートの回収率が76%で、大竹市の職員なら100%回答するのが当然と考えるが、このような状況で今後の大竹市を託すまちづくり基本構想がいいものができると考えているのか。あわせて、市民アンケートの回答者の年齢構成などはどのようになっているのか伺う」との質疑に対しまして、「今回から新たにウェブでの回答もできるようにしたが、御指摘のとおり、回答率については依然として低い。民間のアンケートであれば謝礼等もあるが、まちづくりアンケートではそういったこともできず、回答のモチベーションが上がらないのではないかと考えている。職員アンケートの対象者には、会計年度任用職員の方も入っており、市民アンケートと重複したことにより回答されていないケースも考えられるが、かなりの割合で回答を得たと考えている。アンケートの年齢構成については、各年齢層の人口の割合に応じて抽出するため、人口が多い年齢層に多く発送することになり、結果として、高齢者の方の回答が多いという点はあると考えられる」との答弁がございました。

次に、「地域公共交通整備事業で、乗り方のDVDを制作したとのことだが、どのような内容で、どこに何枚配布し、この事業の効果をどう検証したのか伺う」との質疑に対しまして、「こいこいバスが10周年を迎え、記念事業を考える中、あじさいタクシーは利用方法が分かりにくいいためか、利用が低迷している状況であった。そこで業者と相談して、高齢の方でも分かりやすいように利用方法のDVDをつくってみようということになり、タクシー業者、実際に利用されている市民の方に協力をお願いし、実際に順を追って乗り方を動画に収めた。このDVDは御園台自治会の全14班に配布させていただいた。その後、正確な効果は把握していないが、今年になって利用者は若干増加している」との答弁がご

ございました。

次に、「現時点で大竹市民に何枚のマイナンバーカードが発行されており、それは全体の何%に当たるのか。また、マイナンバーカードの有効期限は何年間か。あわせて、今年5月に通知カードが廃止されたが、これに伴う市民負担の有無、マイナンバーカードの交付を受けていないため市民が困ることの有無について伺う」との質疑に対しまして、「本市における9月末現在の交付枚数は5,566枚で、その時点の人口に対する比率は20.7%であり、全国平均と同等である。マイナンバーカードの有効期限は、カード自体は成年の方は10年間、未成年の方は5年間となっているが、カードの中の電子証明書機能はいずれも5年間である。通知カードの廃止後、カードに記載されている住所や氏名等に変更がない場合は、それ自体はマイナンバーの証明書類として使えるが、カードに記載されている事項に変更があって、変更の記載ができていない方については、証明書類としての機能がないため、何か申請をされる際にマイナンバーを証明するものを求められた際、その通知カードは使うことができない。したがって、マイナンバー入りの住民票を取っていただくか、マイナンバーカードを取得していただくということになる。マイナンバーカードの交付を受けていないため困ることは一概には言えないが、免許証などお持ちでない方には写真付きの本人確認書類となるため、持っておられれば便利だろうと考える。なお、今のところ行政手続の中で、マイナンバーカードを持っていないから駄目だということはないと考える」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「生活困窮者自立支援事業委託料が1,700万円であるが、事業の実施状況は、新規受付件数64件、プラン作成件数4件、就労者数2人と主要事業報告書には記載されている。その他の事業内容について伺う。また、新規受付件数64件の年齢層について伺う」との質疑に対しまして、「新規受付件数は64件となるが、そのほかにも電話相談が781件あり、訪問での対応、窓口での面談等、新規受付には至ってはいない件数を含めると、延べで年間1,813件の相談があり、1日平均で約10件の対応となる。直接、相談者の声を聞き、どのような対応が必要か協議し、プランの作成をするかしないか判断する。また、プランを作成しない場合でも、別の支援方法や見守りをしていただいている。そういった主要事業報告書の実績に表れないところも、生活困窮者自立相談支援事業に含まれている。新規受付件数64件の年齢層については、1人で二、三件の悩みを持つ方もいらっしゃるため同数とならないが、65歳以上が21件、50代が7件、40代と20代がそれぞれ6件である」との答弁がございました。

次に、「高齢者離島対策事業について、主要事業報告書では、訪問介護の利用者数は平成29年度において、延べ45名の利用がある。平成30年度以降は利用者数がゼロとなっている。利用する方がいないのか、周知ができていないのか等、理由について伺う。また、以前の一般質問で、阿多田島に住む未就学児のフェリー代無償化に関する提言があったが、その後の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度の45名について、実際には1名の利用であった。その方が利用をされなくなったため、それ以降はゼロとなっている。また、介護サービスを利用する方には担当のケアマネジャーが本人の状態に合わせ、どういった介護サービスを利用したらよいか助言をしてケアプランを作成している。

そのため、阿多田島にお住まいの方で、制度が分からず、本来訪問介護を使うべきなのに、使えていないといったことはないと考える。阿多田島に住む未就学児のフェリー代無償化について、福祉課内で協議し、子ども・子育て支援施策に資すると判断した。全体的な予算の兼ね合いとなるが、予算の計上についても判断していきたい」との答弁がございました。

次に、「超高齢化社会で支えなければならない対象者の増加や、消費税率の引き上げによる社会状況の変化に対し、崇敬会、民生委員・児童委員協議会、保護司会や、ボランティア連絡協議会運営の補助金額が数年間変化していない理由について伺う。また、民生委員・児童委員の報償費の金額が少ないという意見があるが、どのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「団体の補助金は各団体から申請をしていただき、大竹市が審査し、交付決定する流れとなっている。各団体から申請していただいた金額に変更がないため、数年間補助金額に変更がない。団体による差異はあるが、大竹市からの補助金以外に、広島県の補助金や、会員の会費等を収入として事業を行っている。また、民生委員・児童委員の活動に伴う諸経費の補填として、報償費を個人に支出している。報償費の金額について議論があることや、民生委員が自身の時間を割いて、様々な協力をいただいていることは認識しており、様々な意見を聞きながら、しっかり取り組んでいきたい」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「令和元年度の大竹市民の飛び込み出産の件数と発生した場合の対応について伺う」との質疑に対しまして、「1件発生があり、妊婦自身も妊娠しているということに気づかず、突然出血をして救急搬送されたというケースである。市は妊娠についての情報を確認することができなかった。通常であれば、医療機関・消防本部や福祉課と連携し対応に当たっている」との答弁がございました。

次に、「令和元年度より、廃プラスチック類処理業務を日本製紙株式会社大竹工場に委託したこと及び、可燃ごみ処理事業を廿日市市と広域化したことにより、平成30年度と比較した効果について伺う」との質疑に対しまして、「廃プラスチック類処理事業費は、平成30年度が1,719万7,943円、令和元年度が961万470円となり、758万7,473円削減できた。また、これまで16年間処理してきたRDFでは、16年間の平均処理単価は1トン当たり3万4,237円であったが、廿日市市との可燃ごみ広域処理の処理単価は売電収入の歳入も計算に入れた場合、1トン当たり1万6,043円となった。可燃ごみの処理量は、平成30年度6,547トン、令和元年度6,704トンであり、約157トンの増加。不燃ごみの処理量は、平成30年度1,826トン、令和元年度1,424トンで、約402トン減少しており、ごみ全体としては約245トン減少している」との答弁がございました。

次に、「防鹿地区での公共下水道の接続状況について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度より防鹿地区全体が公共下水道の供用開始区域となる。防鹿地区の住民に対し年2回、土地の下水道を公共下水道に流入させる排水設備の設置について依頼文を回覧し、周知を図っている。令和2年9月末現在で、接続状況は6割弱となっており、現在35件申請中である」との答弁がございました。

次に、「以前の一般質問で、乳がんの早期発見のため、マンモグロブに関する紹介が



あった。その後、乳がん検診に関する普及活動について伺う」との質疑に対しまして、「一般質問にて紹介のあった後、保健医療課内で検討し、実際に若い方が集まる乳幼児健診で普及啓発を行うこととし、準備を整えてきた。令和2年10月からの乳幼児健診で、マンモグロブとその使用方法のリーフレット及び乳がんのセルフチェックの方法や、乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨に関するリーフレット等をお母さま方に配布する予定である」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、まず、「労働金庫預託金による融資を利用していた方が、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った場合などにおいて、生活援助の視点で対応に取り組む必要があると考えるが、現状を伺う」との質疑に対しまして、「労働金庫においては、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った方などに対しては、ローンの返済等に関する相談に対応している。また、状況によっては、各種ローンの組みかえ等の相談を受けるなどしており、必要に応じて適宜対応をしていることを伺っている」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の幅広い業種において、解雇や雇止めをされた労働者が、大勢いることが報道されている。大竹市における労働者の雇用等に関する状況について伺う」との質疑に対しまして、「まず、有効求人倍率について、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年2月以降の就業別の有効求人倍率は、令和2年2月の1.75倍から徐々に低下しているが、直近で公表されている令和2年7月は1.23倍であり、まだ1人につき1つ以上の就職先がある状況である。次に、雇用保険受給者数については、平成31年2月から令和元年7月までが507人、令和2年2月から令和2年7月までが498人であり、同程度の数値で推移している。これらのことから、今のところ新型コロナウイルスの影響により大量の解雇等が発生している状況ではないと考えているが、今後の動向についても注視していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「有害鳥獣駆除について、被害防除のための研修の開催状況とイノシシの捕獲の実績、また、猟友会の現状及び狩猟免許取得のための補助等について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度に市内全自治会を対象に被害防除のための研修会開催の要望調査を行ったが、開催希望がなかったため、令和元年度においては研修会を開催していないが、栗谷の6地区において被害防除対策状況を調査する集落实態調査を実施した。現状、被害の相談を受けた場合は状況を確認し、防除策などを指導している。また、有害鳥獣駆除委託により捕獲したイノシシの数は5頭である。周囲に放置果樹などの誘引物がある中で、箱わなでの捕獲は難しいのが現状である。本市の大竹猟友会は、17名の会員で構成されている。狩猟免許取得の支援については、駆除あるいは市が行う対策への協力が必ず得られることを目的としなければならないと考えており、本市の現状や他市町の状況を把握しながら支援策を検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「林業体験活動支援事業の内容と、効果について伺う」との質疑に対しまして、「林業体験活動支援事業は、ひろしまの森づくり事業の一環として行っているもので、ひろしま「山の日」県民の集いに対して支援を行っており、今後も山の大切さを理解し、植

樹など、山がよくなるような取り組みを継続して進めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「迷惑電話防止装置設置業務の委託内容と設置するためのモニターの負担について伺う」との質疑に対しまして、「迷惑電話防止装置設置業務は、委託事業者が迷惑電話防止装置を設置するモニター宅に伺い機器を設置し、使用の説明を併せて行っている。また、使用方法について不明な点があった場合はコールセンターにおいて対応しており、設置することにより悪質商法等によるトラブルを回避していただきたい思いで事業を進めている。また、モニターにもこの装置のよさを広めていただきたいと考えている。設置等に係るモニターの負担については、無料で行っているが、モニター期間終了後も引き続き利用する場合は、月600円程度の費用が発生すると聞いている」との答弁がございました。

次に、「大竹地域産業振興センター運営費補助金について、及び大竹地域産業振興センターの運営状況について伺う」との質疑に対しまして、「現在、大竹地域産業振興センターは、大竹商工会議所との連携を取りやすくするために、事務所を3階から1階に移し、市内商工事業者の異業種交流を図り、各事業者の得意分野での連携により、新商品の開発や販路拡大に努めており、本市としても大竹地域産業振興センターの会議に出席し、事業活動や予算執行等の確認や、必要に応じては意見等するなどして、活動の確認としているところである。運営費については、令和元年度決算によると収入総額は1,058万2,365円であり、主な収入は大竹地域産業振興センター運営費補助金及び大竹商工会議所からの補助金がそれぞれ400万円、会員の会費80万円、施設使用料60万円等であった。また、支出総額は1,049万8,795円であり、主な支出はセンター職員人件費であり、8万3,570円は次年度へ繰り越しされた」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「白石地区の市営アパートの上層階と小方地区の市営アパートの空き室が多い理由について伺う。また、大竹市内の市営住宅の空き室が106戸あり、過剰供給であると思うが、今後どのように取り組むのか伺う」との質疑に対しまして、「白石地区の市営アパートはエレベーターがないため、上層階の応募が少ないと考えられる。小方地区の市営アパートは家賃は安いですが、築年数が古く部屋面積が小さいため、応募が少ないことが考えられる。大竹市内の市営住宅の空き室については、人口減少に伴い今後も増加する傾向と考えており、今後、大竹市営住宅等長寿命化計画を見直す際には、県営住宅とのバランスも考慮し、耐用年数を過ぎた市営住宅については整理を行っていききたい」との答弁がございました。

次に、「令和元年度の防犯灯設置に関する補助金の申請件数と設置場所について伺う。また、人通りの多い道路には防犯灯が約40メートル間隔で設置されているが、路地を入った場所には防犯灯がない。防犯灯を設置する際の基準について伺う」との質疑に対しまして、「防犯灯の設置補助金についての令和元年度の申請件数は2件である。場所は後原集会所近くの栗谷町後原161番地地先及び、コミュニティサロン元町付近の元町2丁目5番10地先である。防犯灯設置に関しては、大竹市防犯灯設置基準を制定しており、第3条第3項に、おおむね40メートルという基準がある。ただし、防犯上または道路形状等の理由

によりやむを得ない場合はこの限りでない」とあり、現地を確認の上、必要と認められる場合は、設置可能となる」との答弁がございました。

次に、「大竹市では小瀬川が氾濫した場合など、河川の浸水に関するハザードマップを作成し公開しているのか。また、土砂災害の警戒区域に指定された地区の地図は作成しているのか伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川氾濫による洪水については、1,000年に1度の水害が発生した場合、大竹市内がどのように浸水するかを想定し、ハザードマップを作成している。また、新町川と大膳川と恵川の3つの河川では、50年に1度の降雨による浸水想定図を作成しており、どちらも大竹市のホームページで公表している。土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、広島県が調査後、区域指定が終了しており、こちらもホームページでハザードマップを公開している。今後、指定箇所について、旧小学校区ごとに、小学校の校門近く等に地図の看板を設置する予定である」との答弁がございました。

次に、「令和元年度末時点の市営住宅使用料の滞納について、29名が合計約2,400万円滞納している。どのように管理し徴収しているのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には委託している指定管理者が、滞納整理簿を整理し徴収している。徴収の方法としては、退去されている方や長期間滞納している方については、分納誓約を結び、少額ずつでも徴収する方法や、資力のない徴収困難な滞納者に対しては大竹市が裁判所へ申し立てを行い、通帳等を調査し徴収する方法もある」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「防災メールの登録者数は、月々少しずつ伸びてはいるものの、5年半かけて3,509人という数字をどう考えているか。また、スマートフォンの普及に伴い、LINEアカウントやアプリで防災情報を発信している自治体も見られるが、大竹市ではこういったものの活用を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「今年9月時点の3,509名という数字は、大竹市人口の約13%になる。登録者数としては少ないと感じており、しっかりと登録していただけるよう、もっと周知を図りたいと考えている。高齢の方などで、メール登録が難しいという意見もお聞きしており、そういった方には固定電話での無料サービスもあるので、いろいろな形で防災情報を取っていただくことを周知していきたい。LINEについては、現在、日本では幅広い年齢層で普及しており、これを使った防災情報の発信は、非常に有効な手段と考えているので、今後の研究課題である。また、広島県では、登録者が投稿した災害情報をLINEを使って共有できる、防災チャットボットというシステムを、今年度から試験的に運用開始している。普及には少し時間はかかると思われるが、今後、県内で対応していくことになろうと考えている」との答弁がございました。

次に、「令和元年度に購入された大型化学消防ポンプ自動車の、訓練活動内容について伺う」との質疑に対しまして、「大型化学消防ポンプ自動車は、令和2年1月22日に納車後、3月6日に旧車両からの完全切り替えを行っている。業者による説明会を消防署の各小隊に対し1回ずつ行った後、環境に影響のない訓練用の消火薬剤を積載し、運用開始に向けた訓練を開始した。それに加えて、車両に新たに加わった機能及び装備の取り扱い訓練を中心に、約20当番かけて万全の体制で切替えを行った。運用開始後も、消防署の小隊

において日々訓練を行っており、従来は企業との合同訓練を年に2回程度行っているところであるが、昨今の新型コロナウイルスの影響で企業のほうに制限がかかっているため、今年度は合同訓練ができていない。新型コロナウイルスの終息、または企業の規制が緩和できた際には、積極的に企業とこの車両を使った合同訓練をしようと計画している」との答弁がございました。

次に、「危険物保安技術協会負担金に関連し、有害物質漏れによる事故が再三にわたり報道されているが、令和元年、令和2年に企業の工場内での危険物の漏えい等による事故の発生状況はどうなっているのか。また、水質汚濁防止法で、有害物質等が河川等の公共用水域や地域に排出された場合、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるとき、事故時の処置、事故の状況等を県知事に報告することが規定されている。近年このような事例が大竹市で発生したかどうかについて伺う」との質疑に対しまして、「石油コンビナートに限定すると、令和元年度は火災件数が3件、漏えいが7件、それ以外のものとして1件、計11件上がっている。今年度は、現在までに火災が1件、漏えいが4件である。また、有害物質等が河川等に流出したという事故は発生していない。今年の3月末にある事業所内で起きた漏えいで、海上に流出した事故があったが、有害物質には該当しておらず、問題ないとの報告を受けている。県知事等への報告については、各事業所が当然行い、消防としても通報の段階もしくは情報が分かった段階で、各関係機関にファクス等で遅滞なく連絡している」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「無形文化財伝承者育成補助金で20万円を執行しているが、補助金の交付要綱はあるのか。また、大竹市指定重要文化財で無形文化財が2件しかない。神楽や盆踊りについて、補助金を交付できないか伺う」との質疑に対しまして、「無形文化財伝承者育成補助金は、大竹市無形文化財伝承者育成補助金交付要綱があり、第2条の補助金の交付の対象者は、大竹市指定重要文化財のうち、無形文化財の保持者または保持団体とする規定に基づき、大竹祭保存会と玖波やっこ保存会に1団体10万円、合計20万円を交付した。また、神楽や盆踊りは、現在、無形文化財に指定されていないので、補助金の交付対象となり得ないが、広島県や廿日市市などは、神楽を無形文化財に指定している例があるため、今後、指定の基準などを調査・研究したい」との答弁がございました。

次に、「大竹市教育委員会点検・評価報告書の教育推進事業で、評価委員意見として、小中連携を強化し取り組みを進めてほしいとある。小方学園は小中一貫教育校で小中連携が進んでいると思うが、その他の学校ではどのような取り組みをしているか伺う」との質疑に対しまして、「連携の取り組みとしては、1点目に、共通の学校教育目標を設定している。2点目に、小中合同で校長会、教頭会及び企画運営委員会を行っている。3点目に、小中共同で教育研究を行っている。4点目に、小学6年生について、改めて情報連携を行っている。5点目に、子供同士の活動として、小中合同の地域清掃やボランティア活動を行っている。6点目に、中学校の説明会で授業体験や部活動体験を行っている。最後に7点目として、大竹市教育委員会の主催する研修で、小学校・中学校の先生を集めて、実践事例等の情報交換を行っている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費では、「財政推計を見る限りでは、年々市税収入も厳しくなり、余り明るい見通しになっていない。そうした中、新型コロナウイルス予防対策に予想外の支出を余儀なくされており、国からの財政措置が困難になるという懸念もある。結果として各分野における市民負担の増加が懸念されるが、市の財政運営の上でどのような措置を考えているか伺う」との質疑に対しまして、「今年度、多額の新型コロナウイルス対策の費用を補正予算に計上しているが、来年度以降の新型コロナウイルスによる影響を現段階で見込むのは非常に難しい。仮に新型コロナウイルスの影響等で市税収入が落ちれば、市財政の悪化に結びつくことは間違いないが、これは大竹市に限った現象ではなく、現在、国では、地方財政に影響がないように、一般財源の総額は確保するという前提で、令和3年度の地方財政の仮試算が行われている。まだ概算要望の段階なので、これが今後どうなるのか分からないが、国の動向を注意しながら、一般財源を確保していきたい。もし仮に、国の想定以上に大竹市の一般財源の歳入環境が悪化することになれば、歳出の見直し等をしていく必要があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、13款予備費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「決算書77ページにある弁償金の額は、以前はもっと多く、何年かかけて支払われた結果、令和元年度の調定額は28万9,500円になったものの、収入額はゼロだが、どのような事情があったのか伺う」との質疑に対しまして、「これは、平成20年4月に市内の消防屯所で発生した物損事故に伴う修繕の弁償金で、当初額は114万4,500円であった。これを毎年分割してお支払いいただいていたが、仕事の都合により収入が減少し、支払いが困難になったということで、令和元年度は収入額がゼロになっている。本人とは毎月連絡が取れており、支払いの意思の確約もいただいているので、納付書を送付し無理のないよう返済いただくような形で進めている」との答弁がございました。

次に、「市税の不納欠損額が約1,000万円あるが、理由別の件数は集計されているのか。また、時効の件数が多いようだが時効停止の処理はしていなかったのか。併せて、不納欠損処理についてガイドラインとなるようなものを持っているのか伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度は、執行停止後3年経過したものが市税全体で11件、即時に消滅したものがゼロ件、時効が来たことにより不納欠損したものが223件、全体で234件となっている。滞納処分の執行停止の処理も行っているが、例えば固定資産税では、滞納者が亡くなって相続人が相続放棄をされた場合、次の相続人を探すための調査に時間を要し、さらに相続の対象となる方が全員相続放棄されれば、相続財産管理人を選任する段階に進み、相手方の事情により、財産処分などの処理を待つ期間が生じることもある。その間に執行停止できず時効が来てしまうというケースもある。不納欠損のガイドラインは特にはないが、全庁的に導入している事務マニュアルを作成し、それに基づいて処理を進めている。また、県などが実施する研修等に参加した際のテキストや、参考図書を活用するほか、本市の徴収事務を併任している県税事務所職員に、不納欠損事務の進め方についても研修を受けている。他自治体の指針等を参考にしながら、現在の事務マニュアルの精度を上げることなどについて考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「公共施設のブロック塀の改修工事は複数の款で行われていたが、全て完了したのか。また、民間ではまだ残っていると思うが、そちらのほうの対応は何かされているのか伺う」との質疑に対しまして、「平成30年6月の大阪府北部の地震でブロック塀が倒壊したことを受けて、本市でも緊急に点検をし、平成30年9月補正予算を計上して、ブロック塀の改修を順次行ってきた。令和元年度決算では、民生費と総務費に改修工事が上がっており、これで市の管理するブロック塀については改修が全て完了した。民間の危険なブロック塀については、全ての状況把握はできていないが、ブロック塀の安全管理について、平成30年8月の市広報と市ホームページに啓発記事を掲載した。また、今年度からブロック塀等除却補助事業を創設し、倒壊のおそれのある個人のブロック塀の除却に要する費用の一部を補助しており、今年度はこれまでに3件の問い合わせがあり、現在1件の実績がある」との答弁がございました。

次に、「一般会計歳出に10億円以上の不用額が生じているが、結果として執行率85%というのは妥当なのか。また、大竹市は年に何回ぐらい、執行状況を見ながら予算精査を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「予算編成後、状況が変わって一部を執行しないことや、予算のときよりも低い金額で執行できることもあり、不用額は当然生じるものと考えている。予算が過大でなかったかはチェックする必要があると思うが、特段、多額の不用額が生じているとは考えていない。それぞれの部署の予算執行管理は、各部署で行っているものと考えているが、市全体の状況については、財政係で適宜、決算見込みにより執行状況の把握に努めている」との答弁がございました。

次に、「広島西医療センターが公立・公的病院の再編統合の対象となっていたが、その後、再編に向けての具体的な動きがあったのか伺う」との質疑に対しまして、「当初、見直し期限が2019年度中とされていたが、令和2年3月4日付の局長通知では、新型コロナウイルス拡大防止等の関連等により、厚生労働省において改めて整理の上、見直し期限を通知するとされていた。その後、令和2年8月31日付の局長通知で、再検証の時期を含めて地域医療構想に関する取り組みの進め方について、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとされている。大竹市、廿日市市を含む広島西地域医療構想調整会議は、令和元年度は3回開催されているが、令和2年度は未開催である。厚生労働省が今後、検証の時期、地域医療構想に関する取り組みや進め方を整理する予定としているので、今後出される通知に従って、広島西地域医療構想調整会議で再検証を行うものと考えている」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。討論では、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で「財政運営において、業務の民間委託等を行う自治体を高く評価するトップランナー方式が全国的に進められているが、職員の経験や技能の蓄積が薄れるとともに、サービスの低下につながるという懸念がある。令和元年度の決算の中にも多くの業務委託が見られるので、反対」との討論がありました。

次に、賛成の立場で「議員の質疑に対し丁寧・的確な答弁をいただき、決められた予算に基づきしっかりと業務をされ、次年度に向けて検証されていることが確認できた。また、

クラウドファンディングの導入など、財源確保に向けた取り組みも行われており、引き続き歳入増額に向け取り組んでいただくことをお願いし、賛成」との討論がありました。

討論を終結し、起立採決の結果、令和元年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「緊急通報システム管理運営委託料について、予算額は例年よりも約200万円多く、約830万円計上されているが、不用額が約500万円出ている。この理由を伺う」との質疑に対しまして、「緊急通報システム管理運営委託料については、従来の業者とは平成26年度から5年間の契約を締結していたが、期間の満了に伴い、令和元年度から新たな契約のため、入札を行った。その結果、従来よりも単価がかなり下がった。また、予算については、新たな契約において単価が上がる可能性もあると考え、例年よりも多く計上していた。以上のことから、結果として約500万円の不用額が出ている」との答弁がございました。

次に、「介護保険料を滞納して、差し押さえ処分を受けた人数が過去最多になったという報道がされているが、大竹市では差し押さえ処分の件数がどのくらいあるのか。また、介護保険料の滞納者に対する、保険給付などの取り扱いはどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「差し押さえ処分の件数は、令和元年度に8件あった。また、介護保険料の滞納者に対する取り扱いとしては、要介護認定を受けている場合に、介護サービスの給付制限を行うことがある。なお、滞納の状況によっては、一旦介護サービスの費用を全額自己負担してもらい、その後に返還をする償還払いとしたり、保険給付の減額として利用者負担割合を1割負担から3割負担にしたりするなどの対応を取る場合がある」との答弁がございました。

次に、「健康づくり推進事業における健康診査の人間ドック、脳ドックの、国民健康保険分と後期高齢者医療分、それぞれの対象者数と受診率の実績について伺う。また、受診率の向上に対する取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度の人間ドック等の実績としては、国民健康保険分は定員400名に対して申込者318名、実際の受診者は304名で、受診率76%。後期高齢者医療分は、定員100名に対して申込者100名、実際の受診者は94名で、受診率94%であった。

続いて、受診率の向上に対する取り組みについては、まず、大竹市では、人間ドックの中の健康診査の部分を別枠にせず、同様に扱える仕組みにしており、特定健康診査の受診率向上のため、平成26年度から自己負担を無料にしている。また、健康診査を受診後、保健指導の対象になった場合でも、自己負担を無料にしている。他にも、申込方法を郵送、電話、ウェブと、複数設けて受け付けている。さらに未受診の方に対して、広島県と共同の取り組みとして、効果的な受診勧奨に向けマーケティングの手法を取り入れており、受診履歴等に基づきAIによる性格分析を行い、効果的な言葉を用いて7パターン程度のはがきを作成し、送付している。なお、集団健診においては、受診日に休日や「女性の日」を設け、託児があることを周知するなどしている。そして、今年度から、事前に登録をさ

れたら、申し込みをしなくても希望時期を踏まえて健診日を割り振りし、年度当初に自動的に決定通知を送付する仕組みを導入した。現在、集団健診を受診される見込みの年間約1,000人のうち、6割弱の方が登録をされている。今後、登録データの分析をして日程を押さえるなど、受診率の向上に努めることを考えている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず、「港湾管理委託料と仮設事務所等借上料の内訳について伺う。また、仮設事務所等の借上料の契約年数と契約期間の満了後はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「港湾管理委託料の内訳は、港湾管理詰所従事者としてシルバー人材センターから2名の派遣をする契約をしている労働派遣委託料211万8,798円と、東栄地区港湾緑地に設置しているトイレの維持管理委託料17万7,420円である。また、仮設事務所等借上料の内訳は、大竹港仮設事務所のリース料27万9,360円と、大竹港仮設事務所の横に設置している仮設トイレのリース料6万3,576円である。リース期間については、仮設事務所は1年契約で仮設トイレは3年契約である。仮設トイレは昨年度末で契約満了となったので、今年度も引き続き3年契約をしている」との答弁がございました。

次に、「港湾事務所が仮設である理由を伺う」との質疑に対しまして、「当初、広島県が作成した港湾整備計画には、港湾事務所の設置予定はなかったが、大竹市が管理事務の委託を受ける際に、港湾事務所の必要性を感じ、広島県に事務所設置を要望した。しかし、恒久的な事務所の設置については費用と時間がかかることから、仮設事務所に対応することとなった。今後も、広島県に恒久的な事務所の建設を要望していく」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計につきましては、質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終結し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。

以上が、4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をお借りして、皆さんの御協力に対してお礼申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 決算特別委員長におかれましては、大変長い報告、お疲れさまでございました。

それで、令和2年10月14日の決算特別委員会最終日の最後の時点で、ある委員から私の発言につきまして発言取り消しの要求というのがあったと思うんですが、そのこと



について確認をさせていただきたいと思います。

内容は、令和元年12月17日本会議の会議録で発言取り消しをした部分と同様の内容がございました。この部分については、委員長において発言の取り消しを命ぜられることをお願いいたしますという文言だと思っておりますが、これに間違いはないかどうかを確認させてください。

以上です。

○議長（細川雅子） 6番、小田上議員。

○決算特別委員長（小田上尚典） 現在、会議録自体は作成中でございます。山崎議員の言われたところの、正確な文言というのは今のところ把握ができておりません。

ただ、そのときに発言の取り消しを求められた委員に関しまして、令和元年12月17日本会議で取り消しを求められた部分と同様のところという旨であるのは間違いはないというところでは。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 突然なことで、議事録がない中で非常に難しかった御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、委員長報告でもこのことについては触れられていなかったもので、そういった大きな問題にはなっていないのかなという気がします。ただ、議員は市民の負託を受けて、自らの責任でもって議会で発言しておりますことを申し上げて、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 一般会計それから国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、土地造成特別会計。この4件については反対の立場をまず明らかにしておきたいと思います。

その理由について、一般会計につきましては、既に令和元年度教育の分野で、放課後児童クラブの事業については民間委託をするというルールが敷かれました。そのことについて、目には見えないけれども内部ではいろいろその準備過程にあるだろうと、私は見ております。教育を民間に委ねるということは、今の竹市市の教育委員会を初め、教育関係者が民間の教育に携わる事業者よりか、優れた経験と能力を持ちながら、なぜ民間委託をすることがいいんだという結論を持たれるのか。そのことが不思議でなるのです。

逆に言えば、民間業者のほうが今日教壇に立ったり、教育全般にわたる責任ある指導的立場にある教育委員会を初めとした教育関係者のほうが、民間業者に比較して自らが劣っているということを認めるということになりはしませんか。

民間業者というのはあくまで利益を追求する立場が基本なんです。何で教育委員会が教

育の一環として、これまで子供たちのために維持をしてきた放課後児童クラブの問題を民間に委ねるのか。

私は、既に民間委託をした放課後児童クラブの実態が、議会報告会の席でも参加者から厳しい批判の声が出されました。実施している市町村では様々な問題が露呈をし、保護者や子供たちに否定的な影響を与えているという実態も、教育新聞、民間のマスコミ等でも報道されているのが実態ではないですか。まず、このことについて、理由の一つにしたいと思います。

それから大竹市は既に平和首長会議に参加をして、それなりの役割を果たしてこられましたし、2年前になりますか、入山市長もヒバクシャ国際署名の実施を総合市民会館やこの本庁舎ロビーの入り口において市民に署名賛同の呼びかけをされるという、積極的なこともおやりになりましたが、今ではその姿勢が、私から見れば後退をしていると。むしろ今の政権の敵基地攻撃能力を強めるという、あるいはまた憲法改悪への道筋を、既に4項目公表しておりますが、この憲法改悪に向けての政権党の執拗な動き、こういうことに遠慮されてるんじゃないかと思うんですね。

むしろ私は、先ほど触れたようなヒバクシャ国際署名の推進、市民への協力を求めるという姿勢を貫いていただいて、大竹駅前にある非核・平和都市宣言のあの標識の精神に立ち戻って頑張っていたいただきたいということを、強く願っております。

したがって平和首長会議の規約に従い、今、国際的にも核兵器禁止条約への批准国が50か国を超えました。新年度からいよいよこの条約は、核の保有国であろうがそうでない国であろうが、その手を縛られることになります。ぜひ大竹市も、こうした大きな国際的な流れに沿った行政の取り組みをお願いをしたいということが2つ目です。

3つ目には、今政権党が自助・共助ということを非常に協調して、公助をなかなか口にしない、そういう姿勢を露骨に示しておりますけれども、大竹市はこれまで教育の分野でも保育の分野でも、他市に比べれば優れた実績を持つ市でございます。政権党が半ば国民に押しつけるような制度を次から次へと打ち出しておりますけれども、公助を大事にする、そして、自助・共助ということになるのが、私は全ての皆さんが負担能力のある者が負担をし、負担の少ない者を互いに助け合う、さらには公の機関がこれに目を向けた施策を実施するというのが、政治の基本だと思っております。

こうしたことを一般会計の中でどうなのかと、私なりに見てまいりましたが、年々国の、半ば財政措置を恐れて、国に逆らえば市が必要とする予算をもらえないと、財源の蛇口を閉められるという遠慮が背景にあってのことだと思うんです。しかし、私は今言うような矛盾点があればあったで、国に対してもきっぱりとした態度を取る意見を上げてほしいと思います。県知事会でも全国市長会でも、そういう議論がなされたという、積極的な言動も報道されているところですから、大竹市もそうした意見に加わって、大いに国の在り方を見直してもらい、正してもらいたいという役割を果たしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の問題や介護保険の問題について意見を述べますが、ここでも能力に応じた負担、収入に応じた負担、このことを進めてほしいということで、若干介護保険等のことにつきましては、制度的には国のランク付けは7ランク程度ですか。大竹市は今、

13まで広げたんですかね、ランクを。これを所得税並みに累進性を高めれば、収入がある者、能力がある者が負担を大きくし、少ない者は軽減されるということになるんです。

そういう累進性をさらに高度なものにしてほしいということ、国民健康保険の分野でも介護保険の分野でも申し上げてまいりました。なかなかこれも実態に合うようなことにはなっておりませんが、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うとともに、国民健康保険については生まれてきた子供を、2歳、3歳児に対する均等割をやめるということ、既に多くの自治体が実施をして、国民健康保険料を払いたくても払えない、高い悩みを解消するような措置を取っておるわけですから、大竹市もそういうふうにしてほしいということ強くお願いをしたいと思います。

それから土地造成については、この事業を始める前から終わるまで、市民には負担をかけないと。先々市の財政を圧迫しないようにするんだということをお真面目に説明してきた当時の担当者、市長以下、議事録を読んでみなさい。私は一貫して、そういうことをやれば必ず先々市民に負担がかかると、そういう手法はやめるべきだということをお本会議の一般質問でも委員会での審議でも、議論をさせてもらいましたが、その都度そんなことはしないという一点張りで、結果としてはどうです。いまだに年間8億円も9億円も、都市造成の借金の尻拭いをやっとならないですか。

しかし、これも誰も責任は取らない。責任を負わされているのは、今を生活している市民の皆さんなんだ。こういう行政の在り方や、また、そのことについて審議に加わり、予算や施策の執行に当たった審査をし、チェックする議会がどういう役割を果たしたのか、大いに反省をすべきだということをお申し上げて、先ほど申し上げました一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、土地造成特別会計、以上の案件につきましては、反対の討論とさせていただきます。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

2番、藤川議員。

○2番（藤川和弘） 令和元年度一般会計決算、賛成の立場で討論させていただきます。

議員の質疑に丁寧、的確に答弁していただき、決められた予算に基づいてしっかりと業務され、次年度へ向けて検証もされているということが確認できました。

令和元年度からはふるさと納税の新しい取り組みとして、大竹駅周辺整備事業のクラウドファンディングを取り入れるなど、財源確保に向けた取り組みを初めとする努力が多く見られ、引き続き職員には貴重な自主財源の確保の取り組みをお願いし、特別交付金なども含め、今後も歳入増額に向けた取り組みをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算を除く4件を、一括採

決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第15〔一括上程〕

議案第90号 大竹市総合市民会館条例の一部改正について

議案第91号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第92号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県

市町総合事務組合理約の変更について

議案第93号 指定金融機関の指定更新について

議案第95号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第96号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

○議長（細川雅子） 日程第10、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてから、日程第15、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）に至る6件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------------|-------|
| 議案第90号 | 大竹市総合市民会館条例の一部改正について                              | 原案可決  |
| 議案第91号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について                                | 原案可決  |
| 議案第92号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合理約の変更について | 原案可決  |
| 議案第93号 | 指定金融機関の指定更新について                                   | 原案可決  |
| 議案第95号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                             | 原案可決  |
| 議案第96号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）                            | 原案可決  |

令和2年12月7日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、12月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第94号を除く議案6件について、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第93号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「県内市町の勤労青少年ホームの廃止の状況について伺う」との質疑に対し、「県内では、平成27年度に三原市、平成28年度に福山市、平成29年度に竹原市、平成30年度に尾道市因島の勤労青少年ホームが廃止されており、現在、大竹市以外で勤労青少年ホームが残っているのは、広島市、府中市、尾道市の3市のみである」との答弁がございました。

次に、「勤労青少年ホームの廃止に伴い、今後の青少年の雇用について何か大竹市として力を入れることがあるのか伺う」との質疑に対し、「現在も行っている職業体験を通して、地元企業の仕事内容を知ってもらい、地元企業に就職したいという意識を醸成していくことが大切だと思う。大竹市としては、多くの企業の協力を得て、体験できる場を設けていくことが重要である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「大竹市内に急速充電設備が何カ所あるのか伺う」との質疑に対し、「現在、50キロワット以下であるが大竹市内に4カ所ある」との答弁がございました。

次に、「大竹市内の公共施設に電気自動車用の急速充電設備がないが、今後、公共施設に急速充電設備を設置する予定があるのか伺う」との質疑に対し、「公共施設全般については全体的な方針が必要だが、大竹市役所本庁舎について言えば、来庁者の需要がどの程度あるのか定かではなく、現在のところ必要性は感じていない。設備の設置に高額な費用が必要なことから、しばらくは民間の動きなど、様子を見てみたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「今回はJAの合併に向けた協議の関係で1年間の指定期間となっているが、今回の期間満了後の指定期間は3年間に戻るのか伺う」との質疑に対し、「指定管理者である佐伯中央農業協同組合より、令和4年4月1日以降の県域統合JAに向けた動きの中で、今回の指定管理の申請を1年間として提出されたので、管理の期間を1年間としているが、大竹市マロンの里設置及び管理条例では、「指定管理者が管理する期間は、3年以内とする」とあるため、3年間に向けて協議していきたい」との答弁がござい

た。

他に質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）でございますが、本件では、まず、「2款総務費の、各種証明書コンビニ等交付システム構築業務委託料のシステム導入理由と、コンビニで交付できる証明書の種類について伺う」との質疑に対しまして、「導入理由は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用できることと、マイナンバーカードの取得が増えたことである。マイナンバーカードは、3月末時点と11月末時点を比べると約1.5倍に増え、今後もマイナポイントや健康保険証として利用できることから、取得は増える見込みである。また、コンビニで交付できる証明書の種類は、住民票の謄本・抄本、住民票記載事項証明書、戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票、所得課税証明書、印鑑登録証明書などがある」との答弁がございました。

次に、「各種証明書コンビニ等交付システムのランニングコストが、市役所等の窓口で発行する料金に上乗せされるのか伺う。また、コンビニ事業者は何社と提携するのか伺う」との質疑に対しまして、「見積もり上のランニングコストは、年間で約730万円必要になる見込みである。内訳は、導入するシステムの保守等の約455万円、コンビニ交付システムを運営する地方公共団体システム機構に支払う負担金が約220万円、コンビニ等で証明書を発行するのに1通当たり117円の手数料が発生する。ランニングコストは生じるが、市役所等の窓口で発行する料金と同じ料金設定を予定している。また、提携するコンビニ等事業者の数は、地方公共団体システム機構が契約をしているコンビニ等事業者であれば、全ての事業者で証明書の交付ができる予定である」との答弁がございました。

次に、「8款土木費の、晴海臨海公園整備事業が繰越しではなく減額になっているが、計画自体は存続しているのか伺う」との質疑に対しまして、「地元住民に事業の御理解が得られないことで、工事の発注が遅れている。当事業は再編交付金を活用しているため、繰越しが難しく減額するものである。計画をしていた事業は来年度取り組むために予算の調整をしている。計画自体が無くなるということではない」との答弁がございました。

次に、「晴海臨海公園整備事業は、地元住民の御理解が得られず工事が遅れているが、地元住民が納得できる計画に変更する考えがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内外から多くの方が訪れる晴海臨海公園が県内一の公園となるよう、景観や景色を整え、地元住民の皆様や訪れる方に喜んでもらえるような計画をしている。理解を得られるように引き続き地元住民の皆様と協議をしながら、1年、2年先ではなく、50年先にも皆が誇れる公園にしたいという思いを持って、事業を進めていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件を一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第94号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、9番、西村議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教副委員長、山崎年一議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第94号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決  |

令和2年12月7日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教副委員長 山崎年一

〔総務文教副委員長 山崎年一議員 登壇〕

○総務文教副委員長（山崎年一） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員



会に御付託をいただきました議案7件のうち、議案第94号について、12月7日に委員会を開催し、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、西村委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第94号の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は副委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17～日程第27〔一括上程〕

議案第 85号 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について

議案第 86号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第 87号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第 88号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について

議案第 89号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

議案第 97号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第 99号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第101号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてから、日程第27、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る11件を一括して議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号    | 件名                            | 審査の結果 |
|---------|-------------------------------|-------|
| 議案第85号  | 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について      | 原案可決  |
| 議案第86号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について          | 原案可決  |
| 議案第87号  | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について  | 原案可決  |
| 議案第88号  | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について    | 原案可決  |
| 議案第89号  | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について   | 原案可決  |
| 議案第97号  | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）   | 原案可決  |
| 議案第98号  | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |
| 議案第99号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | 原案可決  |
| 議案第100号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |
| 議案第101号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）    | 原案可決  |
| 議案第102号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）    | 原案可決  |

令和2年12月8日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件につきまして、12月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてですが、本件では、「本議案では10の関係条例において、「延滞金または遅延利息の額の計算において、加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%とすることを規定する」という内容があるが、大竹市の延滞金の状況について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度の延滞金の収納額は、市税分の合計が約503万円となっており、保険料分は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の合計が約382万円で、市税分と保険料分の合計としては、約885万円であった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第88号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について、及び議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「各施設の指定管理者制度の導入時、及び期間満了時における指定管理者の選定方法について伺う。また、公募等を行っていない施設の指定管理者の選定に係る考え方を伺う」との質疑に対しまして、「指定管理者制度は、弥栄周辺施設と市営住宅については、施設の類型ごとに複数契約があるが、それぞれを一つとすると、大竹市全体では18施設に導入している。そのうち公募をしている施設は市営住宅のみであり、ほかは公募をしていない。ほとんどの施設において、平成18年度に指定管理者制度へ移行する以前から維持管理などの業務をしていた者が、引き続き指定管理者となっている。各施設に特徴や運営の形態があるため、それぞれに応じて、現実的に適していると考えられる者を、指定管理者に指定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第99号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）、及び議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「今回の補正予算では、両会計の歳入にシステム改修事業補助金が計上されており、介護保険特別会計は170万円だが、後期高齢者医療特別会計は16万円である。金額の差が大きい理由を伺う」との質疑に対しまして、「両会計のシステム改修委託料の額に大きな差があり、介護保険特別会計のほうが後期高齢者医療特別会計よりも歳出を多く計上しているの、それに伴い歳入も多く入る見込みで、補正予算を計上している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第98号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「港湾施設管理受託特別会計は毎年度、黒字で推移しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、交易、物流の関係も落ち込んでいるのではないかとと思うが、収入の見込みについて伺う」との質疑に対しまして、「企業活動の動向に左右されるため予測は難しいが、新型コロナウイルス感染症の影響はあると考えられ、今年度の収入については、減少するものと見込んでいる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第97号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本3件では、まず、「工業用水道事業会計補正予算の修繕費について、工業用水道管の漏水工事の対象となった漏水事故の概要と、断水による影響があったのか伺う。また、工業用水道管の漏水は事例が余りないと思うが、今後の対応についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「漏水事故については、7月8日に土木課から第1報が入り、修繕を7月24日から7月25日にかけて行う調整をしたが、大雨により危険と判断し、中止した。その後、再調整、最終的には8月13日の1日で完了した。場所は御園2丁目地内の、県道乙瀬小方線・御園橋付近である。原因は、工業用水道管の本管から分岐した小口径の管が腐食し、漏水したものである。修繕方法は、掘削し、管を分岐している箇所で切り取り、閉栓を行った。また、断水は行っていないが、仮に断水した場合は、工場の生産停止などの影響があったものと推察される。今後、工業用水道管を改築更新していくことは課題であるが、現状、管自体は比較的健全な状態であると判断しており、当面は適切に維持修繕することにより対応をしていきたい」との答弁がございました。

次に、「公共下水道事業会計補正予算について、新築住宅などへの下水道取付管及び公共ます設置の件数が増加したことによる補正とのことだが、当初の見込み件数と、増加する件数の見込み、また、1件当たりの工事費について伺う」との質疑に対しまして、「当初の見込み件数については、前年度の消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の影響を受け、今年度は減少すると考え、例年より6から7件少ない30件程度と見込んでいたが、実

際には工事件数が大きく増える見込みとなった。このため、今回の補正でさらに24件程度の工事を見込み、予算計上を行っている。また、工事費については施工条件により変わるが、今年度の前半における平均から、1件当たり75万円程度を見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「合流区域内での新築住宅などへの下水道取付管などの設置の際における、合流改善に向けた指導の状況について伺う」との質疑に対しまして、「合流区域内における合流改善に関しては、宅内の汚水と雨水は分けて配管し、さらに前面道路に側溝などの雨水が流せる施設がある場合には雨水を側溝などに接続するよう、排水設備の計画確認申請時に指導をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を、一括採決いたします。

本11件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本11件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本11件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第28 令和2年陳情第1号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情

○議長（細川雅子） 日程第28、令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条

の規定により報告します。

記

| 番 号               | 件 名                                  | 審査の結果 | 付託年月日  |
|-------------------|--------------------------------------|-------|--------|
| 令和 2 年<br>陳情第 1 号 | 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水<br>ポンプ場設置の早期実現の陳情 | 採 択   | 2.12.4 |

令和 2 年 1 2 月 8 日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情1件につきまして、12月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情でございますが、本件は、大竹市新町一丁目9番2号、新町一丁目自治会長、清水辰明氏ほか13名から提出された陳情です。

その要旨といたしましては、「最近の気象変動の中、毎年豪雨災害が全国各地で発生しているが、大竹地区も例外ではなく、毎年のように同じ地区（範囲）で大雨による冠水被害が発生し、床下浸水や道路冠水に地域住民は不安を抱き、対策に大変苦慮している。

市に対しては従前より雨水排水対策についてお願いをしているが、昭和51年度に新町雨水排水ポンプ場の新設計画が決定されて以来、事業の進展がない。また、先般7月27日の大竹市議会報告会において、地域課題の新町雨水排水ポンプ場をテーマに、現状と今後の事業予定等の報告があったが、近々に解決する状況ではないと判断した。そこで、共通課題である雨水排水対策に対し、関係自治会長の皆さんと意見交換を行い、今後の対応を協議した結果、冠水被害を被る地域住民が、安心して暮らせる大竹地区の実現のため、1. 幹線雨水排水路の現況調査と機能改善すること、2. 新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現すること」この2項目を求めて、陳情をされたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「新町雨水排水ポンプ場の整備については、費用だけではなく人員体制なども整えながら進める必要があり、要望の、既存雨水排水路の対策も含めて、できるところから取り組んでいくことを考えている。

11月16日に、代表の新町一丁目自治会長より、14の各自治会の役員会を経ての総意であるとして、本陳情と同内容のものを要望として受けており、地域住民の安心・安全を目指していただきたいと申し添えがあった。

今後は地元の方々へ説明を行いながら、回答をさせていただきたいと考えている。少しでも見える形になるように、より一層の取り組みを求められているものと受け止め、雨水対策に取り組むたいと考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、まず、「新町一丁目地内の三差路における、JR下を通る水路については、土砂が堆積しやすい構造になっていると思うが、調査や浚渫作業などは行っているのか伺う。また、浚渫作業を行い、水路の流れがよくなることで、下流域の栄町地区に影響が出ることはないか伺う」との質疑に対しまして、「過去10年間で5回程度の浚渫作業を行っている。今年度は10月上旬に現地調査をしており、多少の堆積土があったため、来年度に浚渫作業を行う予定であるが、時期は未定である。また、水路の流れがよくなることで、下流域の栄町地区に影響が出ることはない」との答弁がございました。

次に、「平成26年度の新町ポンプ場の計画変更の際に、大竹2号雨水幹線の水量を30%分水し、新町ポンプ場のほうに流すように変更しているが、新町一丁目地内の支障物件が撤去できれば30%の分水は必要なくなり、新町ポンプ場の規模も小さくできるのではないかと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「現在の計画での雨水流量は、計算上で当該支障物件の断面阻害を見込んでいる。これがなくなれば、ある程度分水を減らせると考えられるが、シミュレーションなどをして検証してみなければ、回答は難しい」との答弁がございました。

次に、「現在、地区自治会などの住民が、水路の清掃活動などに取り組まれているが、その効果について伺う。また、こうした清掃活動などに関する大竹市としての協力、支援についての取り組みを伺う」との質疑に対しまして、「各地区の住民の方が、日頃から清掃活動などを行っていただいていることに感謝をしている。水路があふれたり、道路が冠水する原因の一つとして、スクリーンの閉塞や道路側溝の集水ますなどにごみや落ち葉が流れ、閉塞するということがある。大雨が予想される場合は、上下水道局や土木課が管理をしているスクリーンの点検清掃を行っているが、自治会活動などで定期的に地区内の水路などの清掃を行っていただくことにより、地区の美化だけでなく、急な雨の際に水路があふれたり、道路が冠水することを減少させる効果もあると考えている。大竹市としても、清掃日、ごみの回収希望場所などを事前に書面でお知らせいただき、職員が回収したり、業者に依頼するなどして、処分の協力をしている。また、高齢の方や、清掃が難しい深い水路などの清掃の依頼がある場合は、市が直接対応している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「長年の課題でもあり、早期解決を望んで大竹地区14自治会長の総意で提出された陳情である。市の担当部局も、しっかり努力をしていただきたい。実現は可能と考えている。早期実現がかなうよう、本陳情に賛成」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

山本議員。

○16番(山本孝三) 1つだけ委員長にお尋ねするんですが、小島潮遊池ですね。皆さんも恐らく御存じだと思うんですが、3分の2は洲になって、樹木さえ生い茂るという状況なんです。この潮遊池の滞水能力というのは、今設置されておる小島新開のポンプの能力とか、それから新町三丁目のポンプ場ができるまでの低地におけるその排水の効果を高めるということで、あの潮遊池というのはそれなりの面積なり容量を計算した上で建設をされたとは私は理解しているんですが、現状は3分の2が、今申し上げましたように、洲になって樹木さえ生えとると。それじゃけ滞留能力というか貯水能力というのは、半分以上に減るとるわけよね。そういうことに関しての委員会審議の過程で、管理責任のある市のほうの説明というのはありましたか。

決算特別委員会では、別段滞水能力がどうのこうのということでの問題はありません、現状を私が指摘をしても、そういう回答だったんですよ。私は無責任極まると思っておるんですが、もし生活環境委員会でそこらあたりの質疑なり担当課のほうの説明なりあったんなら、聞かせてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(細川雅子) 北地議員。

○生活環境委員長(北地範久) 今の御質問でございますが、生活環境委員会の中ではそのような質疑はございませんでした。なお我々生活環境委員会でも現地のほうも視察はして、その辺の確認はしておるところでございます。付け加えて回答させていただきます。

○議長(細川雅子) 山本議員、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。

よって本件は採択と決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

11時57分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~



○議長（細川雅子） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第29、令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

議会運営委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名          | 審査の結果 | 付託年月日  |
|---------------|--------------|-------|--------|
| 令和2年<br>請願第3号 | 議事録黒塗りに関する請願 | 採 択   | 2.12.4 |

令和2年12月9日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

議会運営委員長 児玉 朋也

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは、12月4日の本会議におきまして、議会運営委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、12月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願でございます。本件は、大竹市栗谷町谷和甲218番地、谷和自治会、二井博文氏ほか506名から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「非公開部分は昨年9月6日に議長宛てに提出された大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所計画に反対の陳情書に対して、9月15日に細川議長、西村総務文教委員長、北地生活環境委員長が陳情書提出者に、陳情書を要望書にならないかということだった。要望書にしたときの議会での取り扱いが自治会には分からず、議会での市民の陳情権、請願権の侵害問題になるとは思わなかった。昨年12月議会で山崎議員、日域議員、山本議員が発言した「要望に関する部分」が、議事録の中で4カ所、点線にされて読めないようにしてある。この伏字問題は、今年の9月に議事録を公表する時点で分かった。くろがねグループ4人は非公開部分を公開するように主張したが、伏字でホームページに載せられた」というもので、請願事項として、陳情書から要望書への変更要請の真意を市民に説明すること、文書で回答してください。議事録原本全て公開をして議会基本条例を守り、市民の信頼を取り戻すこと。この2点を求められたものでございます。

審査におきまして、紹介議員に本請願に関する考え方などの説明を求めたところ、「請願者の趣旨も理解できるし、議員として責任を持って発言したことはそのまま公開される

べきと考える」というものでございました。

続いて、説明に対し、委員に質疑を求めたところ、まず、「昨年、陳情書が提出されてから12月定例会までの間に、紹介議員の会派で谷和自治会を訪問されたとのことだが、そこで聞いた内容について、当事者の3議員に確認はされたのか」との質疑に対しまして、紹介議員から「3議員に確認はしていない」との答弁がございました。

次に、「最近、紹介議員の会派で発行し、市内に配布されている紙面に記載の内容について、当事者の3議員からは、言っていないと聞いている。証拠になるような録音記録はあるか」との質疑に対しまして、「音声記録はお互いに持っていない」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で、3名の委員から討論がございました。内容としては、「陳情書を要望書へ変更するよう要請はしていない。市民に真意を説明する場ができるのであればと考え賛成」、また、「市民の皆様に分かりやすい説明文をつけるのであれば、昨年12月定例会の会議録の原本を公開しても構わない」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は「採択すべきもの」と決しました。

以上で、議会運営委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま議会運営委員長のほうから、審議の過程で出された委員の皆様からの質疑、またそれに対する回答を聞いておりましたら、私が聞いた範囲でどうしても聞き取れない部分がありましたので、あえて確認のために質問いたしますが、ここに書かれておりますように、私ども3名の議員が、同僚議員が発言したこの中に、陳情書ではなくて要望書に変えたらどうかとか、要望書にしてほしいとかということが、地元の皆さんとの間でそういうことがあったと、ここにも記載されておるんですが、このことについての事実確認というのは、結局どうだったんですかね。なかったんですか、あったんでしょうか。

そこのところの審査過程での話の部分がよく聞き取れなかったんで、すみませんが、もう一度その部分について、あったのならあった、なかったのならなかったでよろしいんですが、お願いします。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○議会運営委員長（児玉朋也） 委員会では3名の議員に対して、請願者は確認はしてない、3名の議員の皆さんはそんなことは言っていない、というような質疑応答がありました。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで私を含めて、同僚議員3名が本会議の議場で谷和地区から出された意見の中にこういうことがあったんですよというふうに、我々としては地元の皆さんの意見なり疑問なりを聞いた上で本会議場での発言をしたわけで、何も我々が聞かなかつ

たことを聞いたように言ったわけではない、事実を事実として、素直にこういうことがあった。そういうことは陳情権に関わる問題で、あるべきことではないという指摘もして、その部分についての発言をしたわけなんです、そのことについては発言はしていないというのが議会運営委員会での審議過程で確認されたわけで、我々が指摘をしたり、地元の皆さんから聞いた話は、まだ未確認ですかということになるね。

そここのところを私も聞きたいんですよ。双方が意見が違ふ、聞き方が違ふ、捉え方が違ふということでの問題ならまだしも、我々は根拠があつて発言をしとるわけで、そのことについては事実関係がまだ確認をされてないと。一方のしてないという側の意見については確認をしたということになると、その問題が扱ひ方としても疑問が残るんですがね。そういったことについては議会運営委員会では審査過程で、双方の意見を確かめるとということについては、議論はなかつたということでしょうかね。

○議長(細川雅子) 児玉議員。

○議会運営委員長(児玉朋也) 今、山本議員がおっしゃられましたけど、聞き方、捉え方の違ひがあつたのではないかと思います。

委員の皆さんから、録音記録をお互いに持つとるのかということになって、録音記録もお互いに持つてないと。では、それはどうするのかというのは、先ほども言いましたように聞き方の違ひか捉え方の違ひかで、今こういう結果になつとるので、その部分は丁寧に説明するということで、採択になりました。

○議長(細川雅子) よろしいですか、山本議員。

他に質疑はございませんか。

原田議員。

○3番(原田孝徳) 1つだけ確認させていただきたいんですが、市民に分かりやすい、納得してもらえような説明が必要だと先ほどあつたと思うんですけども、それで文章をつけて今回、新しく議事録を掲載すると思うんですが、その説明なり文書なりっていうのは、議会の中でこれから話し合つていくものなののでしょうか。それをお聞かせください。

○議長(細川雅子) 児玉議員。

○議会運営委員長(児玉朋也) 請願に対する審査を行いましたので、それは、議長なり各会派代表なりの方と考えて、今後していくものだと考えています。

○議長(細川雅子) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山本議員。

○16番(山本孝三) この議会運営委員会で請願が採択をされたということについては、非常に採択そのものはよかつたと思つておりますので、採択には賛成なんです、しかし、私の思いを併せて述べさせていただきたいと思うことが一、二あります。

その1つは、ここで言われとるように、議事録の中で伏せ字があると。この伏せ字については、発言があった事実を事実として記載されておる議事録の原本どおり、市民に公開をすべきだということを含めて、これ採択になつとるわけですね。

ところが一方では、公開用の議事録があるわけですね。この議事録が既に関係機関や議員にも配布されとるわけです。この配布された議事録には、私を含めて同僚議員が指摘をした部分は、全部伏せ字になっているんですよ。この事実をどう処理するのか。言わば端的に私どもが今市民の皆さんから耳にするのは、あんたらはありもしないことを議会であれこれいちゃもんをつけるんかと、議事録読んだら、あんたらの言うたことは伏せ字になつとるじゃないかと、私もこういう批判を受けるんですよ。

いうことになれば、議員としてありもしないことを、憶測や又聞きで、神聖な議場で発言をしたり、批判めいたことを言うのかという批判を受けると。まさにそれこそ名誉毀損じゃないかと、私は思うんです。

じゃあその名誉毀損になるとか、伏せ字にしなきゃならないとかいう発端はどこに原因があったんかということを経験としていただすとというのも、基本的な私は問題だと思うんですね。そういう思いが一つあるということ。

しかも原本とは違う、ここに議事録が作成されて、既に関係機関や議員にも配付をされている。これは公費で、印刷しとるわけですからね。これが今、採択されている請願書の中では、公費を使ってまで原本とは違う議事録が配付されたということは、たとえ1,000円にしても2,000円にしても、市民の税金を使ってこれが配付されるというようなことは、あつてはならんことだと思うんですね。そういう責任の所在も、私は明確にすべきだと。

また、私を含めて伏せ字になっている部分についての市民の批判、ひいては名誉毀損に当たるそういう事柄について、問題にもしないと。こういうのも私は扱いとしては正すべき事柄ではないかと思っております。

こうした問題について、議会としてのこれからの対応を、然るべき機関、然るべき機会を設けて、正していくべきだということ私の思いとして述べさせていただきます、この請願には賛成の立場といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

日域議員。

○14番（日域 究） 14番です。

私は今回の請願については紹介議員の1人ということで、委員会で採択していただきまして、ありがとうございます。

少々皆さん考え過ぎなんじゃないかと思いますが、大竹市議会は、地方議会ですから憲法というものがあって、地方自治法というものがあって、あと、大竹市の条例とか会議規則とかありますけれども、それにのっとってやればいわけですね。

それで、ここでしゃべったことは基本的に記録に残す、それで内容については基本的にはしゃべった人間の責任だと。ただ、それで済まない部分については一部これも法律に書いてありますけれども、例外的に取り消しとか削除とか、いろんなルールもあるみたいですから、今回はそれには該当しないんじゃないかという気がいたします。

要はこの本会議でこの請願を採択することと議事録が元に戻るといいますか、正しくなるといいますか、それはある意味別の問題ですから、採択もしてほしいですし、それを受けて議事録を正してほしい。

私は同時に、会議録の署名議員なんですね。だからそれをちゃんと直していただいたら、喜んで署名したいと思います。採択していただきますようによろしく願いして、私の賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は附帯意見つきで賛成します。12月9日の議会運営委員会において、当事者の方を含め採択に賛成の意思を示されたので、私として反対する余地はありません。ただし同委員会において、会派くろがねの代表たる日域議員は、これまで3議員が住民に陳情を受け、要望に変えるよう強いたとの事実を証明する録音データなど、明白な証拠はないと明言しました。

先ほど山本議員がおっしゃいましたけど、山本議員の無責任な発言というか、本人は議会運営委員会の傍聴にも来てないで、どうするんかと。名誉毀損したほうが自分たちが名誉毀損されたって、全然逆なことを言っているの、私はもう驚天動地の思いです。

くろがねの4議員は1年にわたって明白な証拠もないのに、伝聞・推定に基づき3議員をおとしめる発言を続け、議会の品位を傷つけたばかりでなく、3議員の名誉を毀損しました。さらにこのくろがね通信を通じて、根拠のない流言飛語を拡散し続けています。私としては猛省を促したいと思います。

くろがねの4議員に少しでも良心があるのなら、刷り直しをするかおわび訂正文を各戸に配布すべきだと思います。くろがねグループに3議員の名誉回復への措置を強く求めたいと思います。そうでないと、ラグビーで言うノーサイドという状態にはならないと考えます。

最後に1つだけ、いかにくろがね通信がいいかげんなつくりになっているかということ、私は編集者経験から言わせていただきたいと思います。ここに中国新聞の記事が写真つきで載っておりますが、私は日域議員に、中国新聞社に掲載許可を求めたのかと問いましたところ、許可は求めていると言いました。許可を求めているばかりか、これには2019年12月7日付中国新聞によるという、クレジットをつけるのが作法であります。だから私ははっきり言って、このくろがね通信っていうのはほぼ怪文書に近いものだと理解しております。

私は当事者の方が多分、泣く泣く賛成されたという思いを鑑みて賛成はしますが、くろがねの4議員の言うことは、私は絶対信じられません。

○議長（細川雅子） 通告を頂いている討論は以上でございます。

他に通告を出しておられなくても、討論があればお願いいたします。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどからるる、いろいろ話があります。私は今年の12月定例会で訂

正を求めた本人として、発言をさせていただきます。発言の通告はしていませんが、お許しをいただきたいと思います。

私は賛成の立場で、先日の議会運営委員会でも賛成という意思を表示しました。条件があります。請願書に書いてある、昨年の12月定例会で議事録の発言の中で、一部発言の部分に間違いがあるので取り消しを、当時の議長を務められた寺岡副議長に申し上げました。僅か6文字です。せんだっての議会運営委員会でもそのことは申し上げました。

その内容について、現場に居合わせた一人として、決して発言者が言ったようなことは事実でない。その部分の取り消しを求めたことをおおむね1年にわたり言われ続けてまいりました。最近では12月定例会で他の議員からも発言がされた中で、事実について確たる証拠も音源もないと、はっきりおっしゃいました。先ほど小中議員も言われたように、当事者の一人がそういうふうには発言をされました。

既に大竹市内には、事実でない文書が、地域指定の郵便として市民の各家庭に配布されております。私たち3人の議員、出向いていきました議長、総務・生活両常任委員長、我々が行ったのは、16名が所属しております大竹市議会の一議員として、議員活動の中で出向いていったのが事実でございます。そうしたことを最大侮辱行為とされ、特に配布された文書の中には、違法と3回にわたって書かれております。その違法の部分は何かと、私はお尋ねしたいところでございます。

議員は議会において、何を言ってもよいと言われますが、このたびの請願にありますように、議会基本条例に基づいて活動するならば、私たち議員としての立場で議員活動して出向いたことを、確たる証拠もなく自分たちの議会活動として違法行為と決めつけた文書を配布することこそ、議会基本条例に沿った議員活動から見ても違反ではないでしょうか。

議員は議会基本条例に基づき、議員活動や根拠を示してすべきであって、誹謗中傷の記事を書いて配布すること自体が、先ほど言われました記載許可も取っていない写真を載せたり、私たちの名前を書き上げ、そうした中でやること自体、議会基本条例に基づく議員としての活動に違反されているのではないのでしょうか。

この際、再度申し上げておきます。請願項目にあります意見として、私は賛成の立場でしっかり市民の方に説明ができる文言をつけて出されるのであれば、私は賛成としますということを申し上げました。議会議員としてこういう恥さらしなことをいつまでもやって、最後は市民に訴えるという大義名分で文書を配るといふ、私から見れば卑劣な行為だと思っております。

先ほど言われました名誉毀損、むしろ私たちのほうが名誉毀損を受けています。そういうことを今までの中でもっと議員として、一番の基本は請願にも書かれ、陳情にも書かれております地域住民の本当の声を取り上げ、そして、議会として県のほうに反対、再度調整をしてくれというのを出す要望がこういう形で出たことについて、一人の議員として責任も感じますし、情けないという気持ちでいっぱいでございます。

ぜひとも皆さんが、いま一度議会基本条例に基づいて、もっと行政を前向きに、地域の住民の意に沿うように議会活動することをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番(山崎年一) 私は本日討論をする予定もございませんでしたが、余りにも先ほど来、くろがねあるいは西村議員から、聞くに堪えない言葉を浴びせられたような気がしますので、あえて発言をさせていただきます。

私は議会運営委員会でも委員外発言をさせていただいて、もう終息しまししょうよと。こんなことをずっと続けていったら市民の皆さんに申し訳ないじゃないですかという意見を述べさせていただきました。幸か不幸か議会運営委員会では採択しようということにさせていただきました。これで終息に向かうのかと喜んどうたわけでございますが、今、議会全体としては、何とか早く終息したいという気持ちだと思います。

相手を攻撃して、そのことで市民の理解が得られたり、市民の皆さんからしっかり大竹市議会頑張れよと言ってもらえるのであれば、私は大いにやればよいと思いますが、もう1年間このことを続けてきて、恐らく市民の皆さんもうんざりだと思います。早く終息してほしいという気持ちだと思いますので、あえて今いただきましたほかの議員からの批判について、反論はしません。しかし、事実は請願書が住民から出されたということであり

ます。

この請願をしっかりと議会として受け止め、議員として真面目に真剣に考えるべきではないかという時期に来ているということをお願いして、ぜひ早く終息したいという意味で、賛成討論とします。

以上です。

○議長(細川雅子) 他に討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。

よって本件は採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第103号 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第11号)

○議長(細川雅子) 日程第30、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長(太田勲男) 議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算(第11号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,524万7,000円を追加し、予算総額を215億7,245万9,000円にするものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に影響の大きいひとり親世帯の生活を支援するため、これまで市独自のひとり親家庭臨時特別給付金、国庫補助金を活用したひとり親世帯臨時特別給付金を支給しているところでございます。しかし、生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け再度同様の給付金を支給するために予算措置が必要となっております。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費にひとり親世帯臨時特別給付金1,454万円、給付に伴う事務費として70万7,000円を計上し、歳入としてひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金1,454万円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金70万7,000円を計上するものでございます。

以上、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。次の休憩中、付託案件審査のため総務文教委員会を開催いたします。その終了後、生活環境委員協議会を開催する旨、各委員長から通知を受けております。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時37分 休憩

14時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第103号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第103号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。



総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月17日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号    | 件名                     | 審査の結果 |
|---------|------------------------|-------|
| 議案第103号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号） | 原案可決  |

令和2年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 1 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、配付いたしましたとおりの派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって議員派遣については、配付いたしましたとおりの派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生ずる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、熱い議論をいただきました。大変勉強になる定例会開催、ありがとうございます。議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、しっかりと反省・検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと御多忙な時期を迎えます。また、新型コロナウイルス感染症も広がっております。議員の皆様方におかれましてはどうか御健康には十分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第7回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時45分 閉会

(2. 12. 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘